

厚生年金基金の調査結果

(厚生年金基金における裁定請求を行っていない者の状況等)

平成19年12月
厚生労働省年金局

1. 調査の目的

厚生年金基金における裁定請求を行っていない者の状況等の実態を調査することを目的とする。

2. 調査の内容

厚生年金基金における裁定請求を行っていない者の状況等及び当該者に係る住所の管理状況並びに裁定請求勧奨の実施状況

3. 調査の時点

平成19年3月31日現在

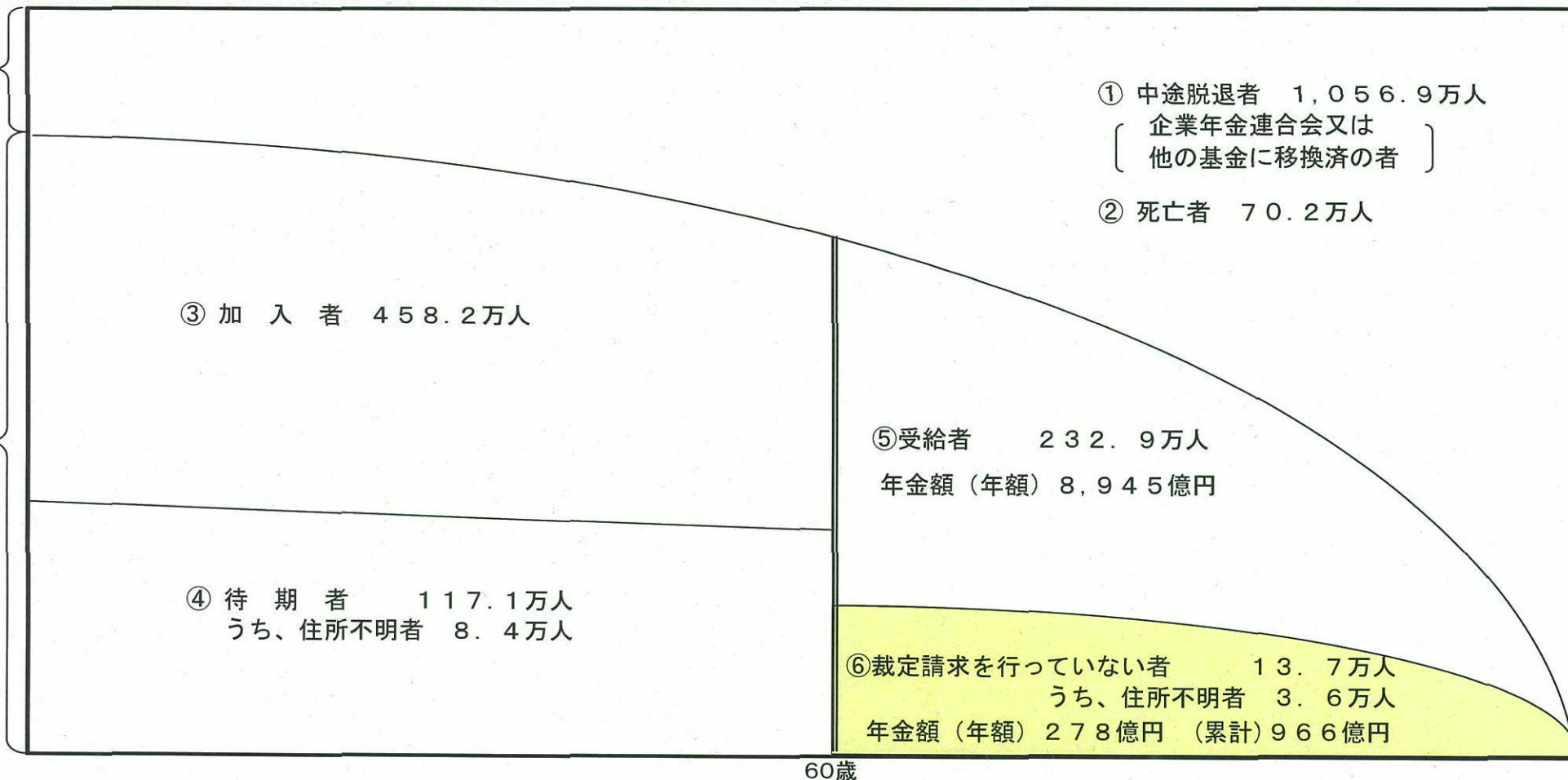
4. 調査の方法

平成19年10月1日に現存する厚生年金基金のうち、解散又は代行返上を予定している基金を除く、621基金に対して調査協力依頼を行い、その調査結果を集計。

厚生年金基金の加入員等の状況(平成19年3月末現在)

の3
月
末
ま
で
の
累
計
数

3
月
末
時
点
で
の
数



- 注(1) 待期者の住所不明者は、転居先不明者5.4万人と住所記録がない者3.0万人の合計、裁定請求を行っていない者の住所不明者は、転居先不明者2.9万人と住所記録がない者0.7万人の合計であり、調査日時点において、基金が把握している人数を計上している。
- 注(2) 年金額(年額)は、基準日(19年3月末)時点での年金額を計上している。
- 注(3) 年金額(累計)は、受給権発生時での年金額に60歳(各基金の規約において60歳以上の受給開始年齢が定められている場合であっても一律60歳としている。)から基準日(19年3月末)までの経過年数を乗じて計上している。また、消滅時効は考慮していない。
- 注(4) 年金額(年額・累計)については、支給停止事由に該当する場合であっても、当該支給停止は行わないものとして計上している。
- 注(5) 60歳以上の者のうち加入者15.5万人については、加入者に計上している。
- 注(6) 待期者には、坑内員・船員の特例等により老齢年金給付を受給している60歳未満の者を含む。
- 注(7) 受給者の人数には、全額支給停止されている者も含む。
- 注(8) 中途脱退者及び死亡者については、基金において把握できる範囲で計上している。